３　認定仮名加工医療情報利用事業者は、提供仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該提供仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

４　個人情報の保護に関する法律第二十六条、第三十二条から第三十九条まで、第四十一条第二項から第九項まで及び第四十二条の規定は、認定仮名加工医療情報利用事業者が提供仮名加工医療情報を取り扱う場合については、適用しない。

（提供仮名加工医療情報の第三者提供の制限）

第四十三条　認定仮名加工医療情報利用事業者は、次に掲げる場合を除くほか、提供仮名加工医療情報を第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による同項に規定する医薬品の製造販売の承認その他の主務省令で定める処分（外国の法令上これに相当する行為を含む。）を受けるために厚生労働大臣その他の当該処分に係る事務を行う者として主務省令で定める者に提供仮名加工医療情報を提供する必要がある場合

２　次に掲げる場合において、当該提供仮名加工医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　次条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って提供仮名加工医療情報が提供される場合

二　他の認定仮名加工医療情報利用事業者との間で共同して利用される提供仮名加工医療情報が当該他の認定仮名加工医療情報利用事業者に提供される場合

（準用）

第四十四条　第九条第二項（第三号を除く。）及び第三項から第五項まで、第十条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十六条並びに第二十九条の規定は、第四十一条の認定及び認定仮名加工医療情報利用事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第二項第二号	医療情報の整理	提供仮名加工医療情報（第四十二条第一項に規定する提供仮名加工医療情報をいう。以下同じ。）の利用
第九条第二項第四号	医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）	提供仮名加工医療情報
第九条第三項第一号ハ	匿名加工医療情報作成事業	当該事業
第九条第三項第二号	医療情報を取得し、並びに整理し、及び加工して匿名加工医療情報を適確に作成し、及び提供する	提供仮名加工医療情報を適確に利用する
第九条第三項第三号及び第四号、第十六条第一項並びに第二十三条	匿名加工医療情報等	提供仮名加工医療情報

第十条第一項	同条第二項第二号から第五号まで	前条第二項第二号、第四号又は第五号
第十一条第一項	第九条第一項の認定に係る匿名加工医療情報作成事業（以下「認定匿名加工医療情報作成事業」という。）	第四十一条の認定に係る同条に規定する事業（以下この条、次条第一項及び第二十三条において「認定仮名加工医療情報利用事業」という。）
第十一条第四項、第六項、第八項及び第九項	認定匿名加工医療情報作成事業の	認定仮名加工医療情報利用事業の
第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十六条第二項	当該認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報等	提供仮名加工医療情報
第十二条第一項	認定匿名加工医療情報作成事業を	認定仮名加工医療情報利用事業を
第十六条第一項第四号	第二十八条第一項医療情報	第四十三条第一項提供仮名加工医療情報
第十六条第一項第五号	第六十一条第一項	第六十一条第三項
第十七条第一項第二号	同条第一項	同条第三項
第二十条から第二十二条まで、第二十六条及び第二十九条第一項	認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報等	提供仮名加工医療情報
第二十条から第二十二条まで	当該匿名加工医療情報等	当該提供仮名加工医療情報
第二十三条	認定匿名加工医療情報作成事業に	認定仮名加工医療情報利用事業に
第二十六条	の匿名加工医療情報等	の提供仮名加工医療情報

第五章　認定医療情報等取扱受託事業者

第二十六条第一項中「前条」を「前条第一項又は第三十一条第二項」に、「同条又は第三十条第一項」を「前条第一項又は第五十二条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第二号中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条の二中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等又は匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等又は匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に改め、同条を第二十五条とする。